

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3（2021）年 8 月 2 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階
札幌市保健福祉局保健所健康企画課歯科保健担当係（電話 011-622-5151）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 交通広告等の活用による「日常生活の中で取り組める健康づくり」普及・啓発業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 3（2021）年 11 月 30 日まで。
- (4) 納入場所 上記 1 に同じ
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「広告業」、に登録されている者で、札幌市交通局指定広告代理店に登録している者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 次の要件をすべて満たす者であること
 - ア 市内に事業所を持ち、かつ自社設備での作業が可能である者。
 - イ 過去、官公庁における類似業務に係る実績を有している者。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の公布場所及び問い

合わせ先

上記 1 に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は上記 1 の場所にて交付する他、札幌市公式ホームページ
[https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/keiyakujouhou30ippa
nnkyousounyuusatu.html](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/keiyakujouhou30ippa
nnkyousounyuusatu.html) から入手可能とする。

(3) 入札書等の受領期限

令和 3 (2021) 年 8 月 10 日 (火) 14 時 00 分 (送付の場合は必着のこと)

※本案件は紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。

(4) 開札の日時及び場所

日時：令和 3 年 (2021) 年 8 月 10 日 (火) 14 時 00 分

場所：札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

札幌市保健所健康企画課 3 階 事務室

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、予定数量に契約単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後 (5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日) までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。